

被保険者証(保険証)の一斉更新を行います

問合先 保険年金課保険資格担当

新しい保険証を7月中旬から順次、簡易書留郵便で送ります

国民健康保険の保険証は世帯員分をまとめて世帯主あてに、後期高齢者医療の保険証は個人ごとに発送します。7月末になっても届かない場合や記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

○現在の被保険者証(保険証)の有効期限は7月31日までです。有効期限が切れた保険証は、ご自身で裁断するなどして、処分をお願いします。

○保険証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。意思表示欄保護シール(個人情報保護シール)は市役所または各公共施設(各市民センター・保健センター・若葉駅前出張所・老人福祉センター「逆木荘」)で配布しています。ご希望の方はお申し出ください。

新しい保険証の有効期限は令和6年7月31日までです

次の方は有効期限が短くなっていますので、ご注意ください。

① **昭和28年8月2日から昭和29年7月1日生まれの方**

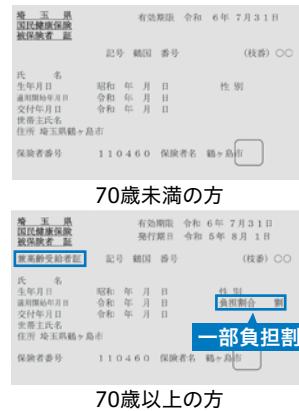
誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に替わ

るため誕生日の月末が有効期限

② **昭和23年8月2日から昭和24年7月31日生まれの方**

誕生日から「後期高齢者医療被保険者証」に替わるため誕生日の前日が有効期限

国民健康保険証(灰色)



70歳から74歳の方へ

○「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化している、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となっています(右の写真下段)。

○一部負担割合(2割または3割)は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に記載しています。

○これから70歳になる方は、誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から対象となりますので、対象月の前月下旬頃に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。

後期高齢者医療被保険者証(緑色)



75歳になる方へ

これから75歳になる方は誕生日から後期高齢者医療保険制度の対象となります。誕生日の前月中旬または当月月上旬に「後期高齢者医療被保険者証」(緑色)を郵送します。

**会社の健康保険に加入した場合に
は国保への届出が必要です**

国民健康保険加入者が会社の健康保険に加入または扶養になったときは、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。他の健康保険に加入した後に、国民健康保険被保険者証を使い診療を受けた場合は、国保負担分の医療費をお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

①国民健康保険被保険者証②職場などの保険証③マイナンバー確認書類①②③ともに世帯主および

対象者分)④届出をする方の運転免許証または旅券など(官公署が発行した顔写真付の証明書)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を滞納している場合

国民健康保険税を1年以上滞納している世帯、または後期高齢者医療保険料を滞納している方は、保険証について7月中旬以降に別途通知しますので、ご確認ください。

後期高齢者医療対象の方で一部負担割合が2割の方

令和4年10月より一部負担割合に新しく2割負担が追加となりました。2割負担となった方は、外来受診について負担が大きくなりやすいよう経過措置が取られます。詳しくは、保険証に同封されている「後期高齢者医療制度のてびき」を参照ください。

対象となる方

住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得」が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)



『限度額適用認定証』の交付・更新について

問合せ先 保険年金課保険給付担当

入院や通院により1か月に支払う医療費の一部負担金が一定額を超えるときには、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いを自己負担限度額までとすることができま

す。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代が減額できる場合もあります。
認定は、申請月からとなります。なお、すでに交付をしている「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」などは有効期限が7月31日

で満了となります。必要な方は、7月20日(休)より郵送または、窓口で申請してください。
郵送申請に必要なもの

・限度額適用認定申請書(市ホームページからダウンロードできます)
・本人確認書類(免許証などの写し)
・切手を貼った返信用封筒

窓口申請に必要なもの
・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
・本人確認書類(免許証など)とマイナンバー確認書類

・金額の記載のある課税証明書(令和5年1月2日以降鶴ヶ島市に転入し即日交付を希望する方のみ)
申請が不要な方
国民健康保険の場合
70歳以上で所得区分「現役並み所得者Ⅲ」または、「一般」に該当する方
後期高齢者医療制度の場合
「令和4年度中に交付されている方※」または、「課税所得690万円以上」に該当する方

・本人確認書類(免許証など)の写し
・切手を貼った返信用封筒
・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
・本人確認書類(免許証など)とマイナンバー確認書類
・金額の記載のある課税証明書(令和5年1月2日以降鶴ヶ島市に転入し即日交付を希望する

なお、令和4年度に未交付で、令和5年度において、住民税が非課税の世帯に属している方または、課税所得690万円未満の方は、申請が必要です。
※ 令和5年度も継続該当になる方には、市から限度額認定証または、減額認定証を発送します
自己負担限度額は、年齢、所得などによって異なります。世帯に税の申告をしていない方がいると、限度額が最上位所得者となります。
保険税(保険料)に滞納がある場合と認定証の交付が受けられない場合があります。



70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	限度額		入院時食事代
	3回目まで	4回目以降(※2)	
上位所得者	ア 所得(※1) 901万円超	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1%	1食460円 (一部260円の場合あり)
	イ 所得(※1) 600万円超~901万円以下	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1%	
一般	ウ 所得(※1) 210万円超~600万円以下	8万 100円+(医療費-26万7000円)×1%	
	エ 所得(※1) 210万円以下	5万7600円	
住民税非課税世帯	オ 住民税非課税	3万5400円	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円

※1 国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額など
※2 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額			入院時食事代
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※5)	
現役並み所得者Ⅲ(※1)	課税所得690万円以上	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1%	14万 100円	1食460円 (一部260円の場合あり)
現役並み所得者Ⅱ(※1)	課税所得380万円以上	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1%	9万3000円	
一般	現役並み所得者Ⅰ(※1)	課税所得145万円以上	8万 100円+(医療費-26万7000円)×1%	
	課税所得145万円未満	1万8000円 (年間上限額14万4000円)(※4)	5万7600円	
低所得者Ⅱ(※2)	8000円	2万4600円	4万4400円	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円
低所得者Ⅰ(※3)		1万5000円	1食100円	

※1 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる方
※2 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の方
※3 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額80万円・給与所得がある場合は給与から10万円を控除)を差し引いたときに0円の方
※4 当年8月から翌年7月までの期間
※5 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納税通知書を送付します

問合せ 保険年金課保険賦課担当

国民健康保険税

国民健康保険税は、国保加入世帯の人数、所得に応じて納める市税です。

今年度分の納税通知書は7月上旬に送付します。7月14日(金)を過ぎても届かない方はお問い合わせください。

○保険税は世帯主が納めます

世帯主が国保加入者(被保険者)に関わらず、納税義務者は世帯主となります。ただし、保険税の算定は国保加入者のみで計算します。

また、納税通知書のほか、被保険者証の送付や未納の場合の督促なども、すべて世帯主あてとなります。

○保険税の納め方

(1)特別徴収(年金からの天引き)

対象となるのは、次の要件を全て満たす世帯主の方です。

- ①世帯主が国保加入者で、年金額が年額18万円以上
- ②世帯の国保加入者全員が65歳から74歳

(2)普通徴収(口座振替などで納める方法)

特別徴収以外の方が対象です。原則、口座振替での納付をお願いします。納期限の日に自動的に指定の口座から引き落としとなります。

るため、納め忘れがなくなり、支払いに行く手間が省けます。

そのほか、電子マネー、納付書払い、インターネットバンキング、クレジットカード(※)による納付があります。

※ 別途、決済手数料がかかります。また、納付書に印字された地方

税統一の二次元コードを利用して、スマートフォンやパソコンから納付することもできます。詳しい納付方法や対応している決済ア

プリ、金融機関については、地方税共同機構が運営する「地方税お

支払サイト」をご確認ください。



詳細はこちら

○非自発的失業者(特定受給資格者または特定理由離職者)は保険税が軽減されます

会社の都合で離職された方の保険税は軽減されます。

対象 離職日時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その理由が非自発的失業である方

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで

申告に必要なもの 雇用保険受給資格者証、被保険者証

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、加入者(被保険者)の所得に応じて納めます。今年度分の納付通知書は7月上旬に送付します。

○保険料は個人ごとに納めます

保険料は、後期高齢者医療の加入者(被保険者)ごとに納付します。

○保険料の納め方

(1)特別徴収(年金からの天引き)

年金額が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

(2)普通徴収(納付通知書などで納める方法)

特別徴収以外の方が対象です。納付通知書で金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。納付忘れを防ぐため、納期限の日に自動的に指定の口座から引き落としとなる口座振替をおすすめします。

※ 電子マネー、インターネットバンキング、クレジットカードの取扱いはありません

保険税・保険料の減免制度について

災害や火災、収入減少など特別な事情がある場合は、保険税・保険料の減免申請をすることができます。

保険税・保険料の納め忘れに注意しましょう

納期を過ぎると延滞金の加算や滞納処分の対象となります。滞納が続くと短期被保険者証や資格証明書の代替発行、また、人間ドックの補助などの給付の制限を受けることがあります。

令和5年度国民健康保険税算出方法

	課税の基礎	医療分 (0~74歳)	後期分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割額	(令和4年中の所得金額-43万円) ×右の税率	7.4%	1.6%	1.5%
均等割額	被保険者1人について	2万1000円	1万1000円	1万1000円

令和5年度後期高齢者保険料・算出方法

	課税の基礎	保険料(75歳以上)
所得割額	(令和4年中の所得金額 - 43万円) × 右の税率	8.38%
均等割額	被保険者1人について	4万4170円

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

問合先 保険年金課保険資格担当

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部を納めることが免除される「保険料免除制度」、保険料の全部を納めることが猶予される「納付猶予制度」が申請できます。

審査対象となるのは、次の方の前年所得です

保険料免除制度
本人、世帯主、配偶者

納付猶予制度
本人、配偶者で、50歳未満の方

申請期間
7月から翌年6月までです。過年度分は2年1か月前までさかのぼって申請することができます(例 令和5年7月に申請する場合、令和3年6月分までさかのぼって申請できます)。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少してしまった方が国民年金保険料の免除を受けることができる「臨時特例手続き」で申請できる期間は、令和4年度分(令和5年6月分)までです。該当の方は早めの申請をおすすめします

申請に必要なもの
退職した場合は、失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。

全額免除または納付猶予を継続で申請し承認された方は、窓口で申請する必要はありません。なお、継続申請の方には日本年金機構から審査結果が10月頃までに郵送されます。

保険料の追納をおすすめします
免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。

追納した保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

免除については、追納しない場合でも、承認された免除の種類に応じて老齢基礎年金の受給額に計算されますが、追納することで年金額を増やすことができます。

申請窓口
保険年金課保険資格担当

低所得の子育て世帯に対する給付金を支給します

問合先 こども支援課子育て支援担当

物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金として、対象児童1人当たり5万円を支給します。

ひとり親世帯および、低所得の子育て世帯が対象です。原則は申請不要ですが、次の方は申請が必要です。市ホームページで詳細をご確認ください。

18歳(一定の障害がある場合は20歳)に達する年度末までの子を養育している方で、次のいずれかに該当する方

ひとり親世帯
① 公的年金などを受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方
② 家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当受給者と同等となった方

低所得の子育て世帯
① 令和5年度の住民税均等割が非課税の方
② 直近の収入が住民税均等割が非課税の方と同水準となった方

詳細はこちら



詳細はこちら

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を支給します

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けた低所得世帯(住民税非課税世帯)への支援として、1世帯当たり3万円(1回限り)を支給します。6月1日において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている方の扶養親族も含む)が対象です。

申請方法
対象と思われる世帯に対し、8月1日(火)頃から「給付金支給要件確認書」を送付します。対象要件に合致すること

とを確認の上、返信してください。

申請期限 11月10日(金)まで

その他
令和5年1月2日以降に複数回転入・転出し、上記の対象世帯に該当する世帯および未申告の世帯(全員または一部の方)は、確認書は届きません。市ホームページで詳細を確認の上、申請してください。

詳細はこちら



詳細はこちら

介護保険は社会全体で支える仕組みです

問合先 介護保険課介護保険担当

介護保険料は、皆さんが必要とする介護サービス費用などをまかなうための大切な財源です。今年度分の納付通知書は7月上旬に発送します。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

原則として、年間18万円以上の年金を受給している場合には、保険料は年金から差し引かれる「特別徴収」となります。

それ以外の方は、納付書または口座振替による「普通徴収」となります。

介護保険料の減免制度

- 災害により住宅などに著しい損害を受けた場合
- 病気や事業損失などにより、収入が著しく減少した場合
- 刑事施設などに収監されている場合

介護サービスを利用している方へ

要介護・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方には、介護サービスを利用するときの自己負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に発送しますので、ご確認ください。

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

保険料段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1万6200円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	2万7000円
第3段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	3万7800円
第4段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4万3200円
第5段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	5万4000円
第6段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	6万2100円
第7段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	6万7500円
第8段階	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	7万2900円
第9段階	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	7万8300円
第10段階	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	8万3700円
第11段階	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	8万9100円
第12段階	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	9万4500円
第13段階	本人市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	9万9900円

ふるさと納税などの寄附の活用

問合せ先 産業振興課商工労政担当



令和4年度に、市内外の皆さんから6749件、2億6621万7508円の寄附をいただきました。そして、令和4年度は、「寄附によるまちづくり基金」からの繰入金2億2600万円を充当し、様々な事業に活用させていただきました。

令和5年度寄附金の活用予定

- ・民間保育所、認定こども園などの運営支援
- ・小・中学校図書館図書整備
- ・中学校の部活動への支援
- ・地域支え合い協議会の活動支援
- ・市民スポーツ競技の開催支援
- ・環境保全の推進・公園遊具の整備・修繕および公園・緑地などの適切な維持管理
- ・高倉獅子舞の開催支援
- ・自治会の運営支援
- ・空き店舗への転入事業者支援など

令和4年度の寄附受入の状況

寄附金活用の指定メニュー	件数	寄附額
未来を担う子どもたちを応援する事業	3919	1億6228万6600円
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	557	1848万1100円
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	858	3321万6600円
文化・芸術活動を振興するための事業	442	1874万1608円
活力に満ちたまちづくりのための事業	957	3228万1600円
指定なし	16	121万0000円
合計	6749	2億6621万7508円
うち ふるさと納税分	6738	2億6509万5008円

【令和4年度の寄附の活用実績】

事業名	事業費	充当額	内容
未来を担う子どもたちを応援する事業	3億8116万5000円	1億2600万円	民間保育所などの運営支援、中学校の部活動の支援など
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	6067万2000円	2000万円	地域支え合い協議会の活動支援、健康づくり運動の普及など
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	2億5131万3000円	3300万円	公園・緑地などの適切な維持管理など
文化・芸術活動を振興するための事業	2億4871万1000円	1700万円	小中学校の図書館図書の充実、指定文化財の保存保護および適正な維持管理など
活力に満ちたまちづくりのための事業	4689万9000円	2800万円	シルバー人材センターの運営支援、自治会の運営支援など
市長が使途を指定する事業	1833万3000円	200万円	学校における法的諸問題の相談対応など
合計	10億709万3000円	2億2600万円	

【ふるさと納税の寄附活用例】



令和4年度に新設された新町小学校区の学童保育施設



令和4年度に開催された産業まつり

集中豪雨や台風などによる水害に備えましょう

問合先 危機管理課防災危機管理担当

近年の異常気象により全国各地で集中豪雨や台風など大規模な水害が発生しています。「鶴ヶ島市内水ハザードマップ」を再確認するなど落ち着いて行動できるようにしましょう。また、市内の一部地域で道路冠水や床下浸水が想定されています。万一に備えて、避難所や避難方法を確認しておきましょう。



01 自宅で避難

自身と自宅の安全が確保できたら、自宅で生活を続ける「在宅避難」をお願いします。



⚠️ 普段から備蓄を！

食料や水、非常用トイレ袋などを用意することで、在宅避難も可能となります。特にトイレの問題は見落としがちです。非常用トイレ袋は、ホームセンターなどで購入可能です。

02 垂直避難



浸水のおそれがあっても、自宅で安全確保が可能な場合は、自宅の2階以上へ避難する「垂直避難」をお願いします。

⚠️ 夜間や豪雨時の外への避難は危険！

急激な降雨や浸水によって屋外へ出ることが危険となる可能性もあるため、注意しましょう。

03 親族・知人宅へ避難



水害は、地震災害と異なり気象予報などである程度、予測することが可能です。あらかじめ親族や知人宅に避難するなど、避難所以外の場所への避難も検討しておきましょう。

04 避難所へ避難

自宅、親族宅・知人宅への避難が難しい方や自主的に避難したい方のために、市民センターに「自主避難所※」を開設することがあります。

※ 自主避難所は、気象状況に応じて、開設施設を決定します。開設状況は市ホームページなどで事前の確認をお願いします



⚠️ はん濫中やはん濫後の外への避難は危険です!!

はん濫中やはん濫後の外への避難は、危険を伴うため自宅の2階以上へ避難するなど安全な場所への避難をお願いします。

がやすい 外水はん濫

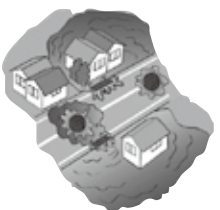
大雨で川の水位が上がり堤防の高さを越えたとき、水があふれ洪水となる現象です。



本市では、坂戸市内を流れる高麗川がはん濫した場合に羽折町の一部が浸水すると想定されています。

がにくい 内水はん濫

急激な大雨により雨量が下水道の排水能力を超えたとき、道路などが冠水する現象です。



内水はん濫は、短時間で状況が変化するため、避難指示などが発令されていない場合でも、自主的に避難してください。

⚠️ 避難所はホテルとは異なります！

避難した方も役割を分担し、避難所運営に関わっていくことが必要です。大災害発生時は市の備蓄品だけでは足りません。持参できるものは持参するようお願いいたします。

災害時などの情報 どこから情報を入手すれば良い？



✓ 市ホームページをご活用ください

気象庁が発表する気象情報、市内の通行止め情報、鉄道、停電情報などをまとめた市ホームページがあります。下記二次元コードからスマートフォンなどで読み取り、災害時の情報収集にご活用ください。

また、6月にリリースした鶴ヶ島市公式アプリ「つるポッケ」からも市ホームページの災害時の更新情報が確認できます。防災行政無線の放送内容も確認できますので、ぜひアプリをダウンロードして、チェックしてください。

気象情報・災害情報
などを掲載した
市HPはこちら



つるポッケの
詳細はこちら



浄化槽の適切な管理で身近な水環境を守ろう

問合せ 生活環境課環境保全担当

浄化槽は、衛生的で快適な生活の基盤となる施設であるとともに、水環境の保全に大きな役割を果たす重要なものです。

維持管理が適正に行われないと正常な機能が発揮されず、悪臭や騒音、蚊・ハエの発生など、周辺的生活環境への悪影響や、水質汚濁の原因にもなってしまう。

このため浄化槽法では、浄化槽を使用している方に対して、3つの維持管理を法律により義務付けています。

①保守点検(回数は設置されている浄化槽による)装置の調整、消毒薬の補充

※ 埼玉県登録業者は、ホームページをご覧ください
②清掃(回数は年1回以上)汚泥などの引き抜き

※ 許可業者は、市ホームページをご覧ください
③法定検査(回数は年1回)機能診断、水質検査

※ 検査機関は、埼玉県環境検査研究協会

☎049・284・2911

浄化槽の設置、廃止、管理者変更・構造などの変更時には、市への届け出が必要です。

様式は市ホームページからダウンロードできます。



ダウンロードはこちら

合併処理浄化槽への転換費用の一部を補助します

川の水の汚れの多くは、生活排水が原因です。これは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換することで、大幅に減らすことができます。市では、水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換費用(設置費用)の一部を補助しますので、ご利用ください。

補助金額(令和5年度の上限額) 5人槽72万2000円、7人槽8万4000円、10人槽93万8000円

申請期限 12月28日(木)(予算がなくなり次第終了)

手続き 転換する浄化槽が環境配慮型であることや、対象地域などの制限があります。

着工前に交付申請書の提出が必要ですので、必ず着工前にお問い合わせください。

各種届出など提出先
生活環境課環境保全担当

新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

7月1日付で厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介します。
民生委員・児童委員とは
地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、担当区域の見守りや地域住民の方が抱える問題について身近な「相談相手」となり、その内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」

として活動しています。
また、民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることとされています。
担当区域・氏名
下新田第三 原田美和 さん
南町二丁目 佐藤孝子 さん



名簿はこちら

高齢者等外出応援ショップをご利用ください

問合せ 健康長寿課高齢者福祉担当



高齢者等外出応援ショップのステッカー

高齢者等外出応援ショップは、高齢者・障害者の皆さんが楽しくお出かけできるよう、つるバス・つるワゴンの「特別乗車証」を協賛店に提示することで、割引などのサービスが受けられる優待制度です。
ステッカーのある協賛店でぜひご利用ください。

対象 高齢者・障害者の特別乗車証をお持ちの方
高齢者や障害者の外出を応援していただける協賛店を募集しています
協賛店募集の詳細はこちら
協賛店舗一覧はこちら



協賛店募集の詳細はこちら



協賛店舗一覧はこちら

区画整理事業地内の保留地公売のお知らせ

問合先 区画整理課事業担当

坂戸都市計画事業若葉駅西
口土地区画整理事業地内の宅
地(保留地)を抽選で公売しま
す。

抽選参加申込み受付期間

7月3日(月)～9月15日(金)8

時30分～17時15分(平日のみ)

受付場所 市役所2階 区画
整理課

抽選日

10月17日(火)

抽選場所 市役所5階会議室

必要書類

抽選参加に申し込む方は、
次の書類の提出が必要です。

- ・抽選参加申込書(区画整理
課窓口または市ホームページ
よりダウンロード)
- ・本人の住民票の写し(法人
の場合は、登記事項証明書)

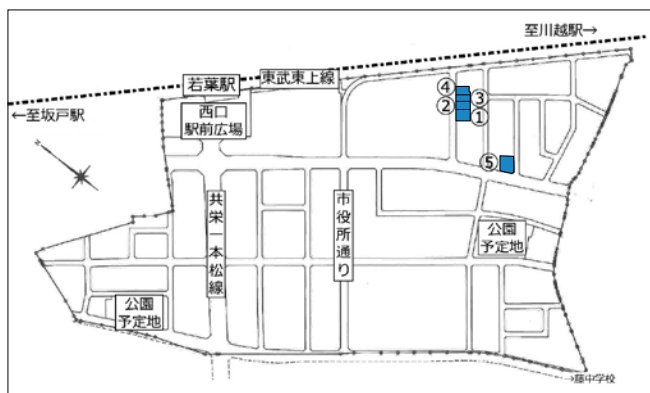
- ・本籍地で発行する身分証明
書

※ 詳細は、市ホームページ
または区画整理課で配布して
いる「保留地公売案内」を必
ず確認してください

注意事項

必ず事前に物件をご自身で
確認の上、お申し込みくださ
い。

番号	面積、公売価格など
①	約265㎡、4399万円 若葉駅から徒歩約4分
②	約202㎡、3454万2000円 若葉駅から徒歩約4分
③	約153㎡、2631万6000円 若葉駅から徒歩約4分
④	約158㎡、2670万2000円 若葉駅から徒歩約4分
⑤	約251㎡、4518万円 若葉駅から徒歩約5分



消防情報119トピックス

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」(2023年度全国統一防火標語)

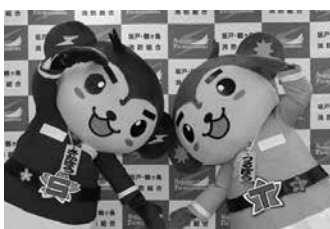
問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ☎281・3119

消防イメージキャラクター
『さかぼう・つるぼう』が大
活躍!?

『消防イメージキャラクター
さかぼう・つるぼう』は、
坂戸・鶴ヶ島消防組合広報部
長に任命され、広報活動や訓
練に参加し、大忙しです。

今後さまざまな行事や消
防イベントなどで活躍します
ので、ご期待ください!

キャラクターのイラストを
使用することができます。消
防組合ホームページに使用方
法などが掲載されていますの
で、ご利用ください。



消防イメージキャラクターの
さかぼう・つるぼう



消防組合HP
はこちら

第10回住宅用火災警報器設置 状況調査結果をお知らせします

鶴ヶ島市・坂戸市内の合計
100世帯を対象とし、住宅
用火災警報器(以下「住警器
という」)の設置状況などに

ついて電話調査したもので
す。結果については次のとお
りです(調査内容抜粋)。

① 条例により住警器の設置
が義務付けられている住宅の部
分全てに住警器が設置されて
いる世帯

設置している 41世帯
一部に設置している 36世帯
設置していない 23世帯

② ①で「設置している」と回答し
た77世帯のうち、最近の半年
間に住警器の動作確認を行っ
た世帯

実施(最近半年間) 25世帯
実施(調査時) 9世帯
未実施 40世帯
不明 3世帯

令和5年度鶴ヶ島市消防団役員紹介

団長 中嶋 健治(新)
副団長 齊藤 真宏(新)
副団長 清野 浩祐(新)
指導部長 小鮎 勇介(新)
指導部長 池田 貴弘(新)
女性部部长 辻 恵美
第一分団長 登坂 一彦
第二分団長 鈴木 徹(新)
第三分団長 青木 優也(新)
第四分団長 山田 吉徳
※ 敬称略